

意見書案提出書

軽油引取税の免除措置の継続・恒久化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年10月13日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	田村 ゆうすけ
同	西 村 くニコ
同	吉 田 あつき
同	大 村 悠
同	脇 礼 子
同	望 月 聖 子
同	岸 部 都
同	藤 代 ゆうや
同	青 山 圭 一
同	森 正 明
同	杉 山 信 雄
同	松 崎 淳

軽油引取税の免除措置の継続・恒久化を求める意見書（案）

農林水産業、製造業、運輸業等を営む事業者が使用する軽油に課税される軽油引取税は、平成 21 年度の税制改正において、同税が道路特定財源から一般財源化された後も、課税による事業者への影響が大きいという政策的観点から、課税が引き続き免除されてきたが、当該措置は令和 9 年 3 月 31 日をもってその期限を迎える。

近年のエネルギー価格の高騰は、軽油が事業継続に不可欠な事業者の経営を圧迫する大きな要因となっている中、この軽油引取税の免除措置は、事業者の経営を安定させ、経営を支える重要な役割を果たしており、地域経済の維持・発展にも大きく寄与してきた。

免除措置が終了となれば、事業者にとって大きな負担となり、事業者の経営基盤が弱体化し、事業活動の縮小や休止を余儀なくされるだけでなく、地域の雇用や産業基盤の維持にも深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって国会及び政府は、地域経済を支える産業支援の観点から、軽油引取税の免除措置を継続するとともに、その恒久化についても検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
農	林	水	産	大			臣
経	済	産	業	大			臣
国	土	交	通	大	臣		

神 奈 川 県 議 会 議 長

意見書案提出書

化学物質過敏症に関する対策を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年10月13日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	川崎 修平
同	市川 よし子
同	小林 武史
同	おだ 幸子
同	永井 真人
同	柳瀬 吉助
同	石川 巧
同	河本文雄
同	内田 みほこ
同	しきだ 博昭
同	てらさき 雄介

化学物質過敏症に関する対策を求める意見書（案）

柔軟剤等の香料をはじめとする、生活環境中の極めて微量な化学物質へのばく露によって、頭痛、吐き気、倦怠感等の多様な症状を訴える、いわゆる化学物質過敏症により、通勤、通学、外出その他の日常生活に困難を抱えている人がいる。

国において長年にわたり調査研究が行われてきたが、現在も病態や発症メカニズムなど未解明な部分が多く、また、何をもって化学物質による健康障害とするかについて、客観的な判断基準の策定には至っていない。

化学物質過敏症を発症すると、公共交通機関や病院、店舗、公共施設など身近な場所で、香料や消毒液などの日用品に含まれる化学物質に接するだけで、動悸や頭痛などの症状が突然現れ、症状の程度によっては日常生活に著しい制限を受けることがある。内閣府によると、「病院を受診したいが、病院では症状が出てしまうため受診することができない。」「役所で申請の手続きを行いたい、症状が出るおそれがあるため、庁舎内に入れず、手続きができない。」といった事例が報告されており、これらの事例では、施設外やオンラインでの対応が行われた。

化学物質過敏症については、現在、このような個別の事例ごとの対応が中心であり、社会全体としての支援体制がいまだ十分とはいえない上に、周囲の理解も十分に得られていない。

病態や発症メカニズムなど未解明な部分が多いことや周囲の無理解を理由として、化学物質過敏症により日常生活に困難を抱えている人が、必要な医療、福祉その他のサービスを利用する機会を失うことがあってはならない。

よって国会及び政府は、次の事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 化学物質過敏症に係る実態調査を実施するなど、科学的知見の集積を一層進めること。また、病態や発症メカニズムなどの解明に関する研究を積極的に促進すること。
- 2 化学物質過敏症への社会的な理解を深めるため、国民、医療機関、事業者等へのより一層の普及啓発に努めるとともに、現に日常生活に困難を抱えている人に対して、必要な医療、福祉その他のサービスが提供されるよう、支援の在り方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	議長	院議	議大	長
参議院議長	閣総務	院議	理大	長
内閣総務大臣	文科	院議	学大	臣
文部科学大臣	厚生	院議	働大	臣
厚労省大臣	経済	院議	業大	臣
経産省大臣	国土	院議	通大	臣
国土交通大臣	環境	院議	庁大	臣
環境省大臣	消費者	院議	庁大	官
消費者庁長官	子ども	院議	家庭	官
子ども家庭庁長官				

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

困難な状況にある妊婦が安心して出産できる支援体制の充実及び
内密出産の法制化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年10月13日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	川崎 修平
同	市川 よし子
同	小林 武史
同	おだ 幸子
同	永井 真人
同	柳瀬 吉助
同	石川 巧
同	河本文雄
同	内田 みほこ
同	しきだ 博昭
同	てらさき 雄介

困難な状況にある妊婦が安心して出産できる支援体制の充実及び
内密出産の法制化を求める意見書（案）

予期せぬ妊娠や経済的困窮、家庭内暴力（DV）などにより、誰にも相談できず孤立した妊婦が、自宅やトイレなどの安全性の低い環境で医療者の立会いもなく一人で出産し、大量出血で命を落としたり、生まれた乳児の命を危険にさらしたり、あるいは乳児遺棄に至る深刻なケースが後を絶たない。

子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点から、本来は、妊婦がその身元情報を明らかにして出産することが原則であるが、上記のような母子の生命を脅かす孤立出産を選ばざるを得ない妊婦の最後のセーフティネットとして、病院の特定の担当者にのみ身元を明かして子どもを出産する「内密出産」が行われている。

内密出産は、令和３年１２月に熊本市の慈恵病院で初めて行われ、同月以降、約７０人を受け入れている。令和７年３月には東京都墨田区の賛育会病院でも運用が開始され、７人を受け入れている。現在、内密出産を行っているのは国内でこの２病院のみである。

国は、令和４年９月に内密出産に関するガイドラインを作成しているが、現行法に内密出産に関する規定はなく、病院が手探りで運用している状態である。また、医療機関による内密出産費用の肩代わりや事務負担に対する財政支援は制度化されていない。さらに、内密出産に当たっては、子どもの出自を知る権利の保障や父親の責任の在り方、出産後の母子に対する支援の確保などの課題も指摘されている。

こうした課題の抜本的解決に向けては、困難な状況にある妊婦が内密出産を選ばざるを得ない状況に追い込まれる前に、社会全体で孤立を防ぎ、適切な支援を行う包括的な支援体制を充実させることが重要であるが、現状に対応するために、最後のセーフティネットとしての内密出産の法制化を速やかに行う必要がある。

よって国会及び政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 困難な状況にある妊婦が安心して出産できるよう、社会全体で孤立を防ぎ、適切な支援を行う包括的な支援体制の充実を図ること。
- 2 妊娠した事実を誰にも知られたくない妊婦が、母子の生命を脅かす孤立出産を選ぶことのないよう、最後のセーフティネットとしての内密出産を速やかに法制化すること。
- 3 内密出産の法制化に当たっては、子どもの出自を知る権利の保障や父親の責任の在り方、出産後の母子に対する支援の確保など、関連する諸課題について議論を尽くし、必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆 参 内 総 法 財 厚 こ	議 議 閣	院 院 総 務 務 務 生 ど	院 院 理 大 大 大 働 庭	議 議 大 大 大 大 庁 長	長 長 臣 臣 臣 臣 官	殿

神 奈 川 県 議 会 議 長

意見書案提出書

片目失明者に対する視覚障害の認定基準の見直しを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年10月13日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	川崎 修平
同	市川 よし子
同	小林 武史
同	おだ 幸子
同	永井 真人
同	柳瀬 吉助
同	石川 巧
同	河本文雄
同	内田 みほこ
同	しきだ 博昭
同	てらさき 雄介

片目失明者に対する視覚障害の認定基準の見直しを求める意見書（案）

片目失明は、両眼立体視機能の喪失による空間把握能力の低下や義眼装着に伴う精神的・経済的負担など、日常生活の多方面にわたり困難を生じさせる障害である。しかし、現行の視覚障害の認定基準では、「視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの」が6級とされているため、視力の良い方の眼の視力が0.6を超える場合は、片目失明であっても視覚障害として認定されない。そのため、片目失明者の多くは、身体障害者手帳の交付対象とならず、障害福祉サービスなどの必要な支援につなぐににくい。

障害者基本法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。しかし、片目失明者の多くを身体障害者手帳の交付対象外とする現行の認定基準は、法律が掲げる理念と実際の当事者の状況との間に乖離があると指摘せざるを得ない。

よって国会及び政府は、片目失明者の生活の安全確保及び社会参加の促進の観点から、視覚障害の認定基準を視力のみならず、両眼立体視機能の喪失等を踏まえたものに見直し、全ての片目失明者を身体障害者手帳の交付対象として明確に位置付けるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総	務		大	臣			
厚	生	労	働	大			臣

神奈川県議会議長

意見書案提出書

激甚化・頻発化する自然災害への対策強化を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年10月13日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	楠 梨恵子
同	市川 さとし
同	相原 しほ
同	阿部 将太郎
同	松川 正二郎
同	市川 和広
同	谷口 かずふみ
同	綱嶋 洋一
同	細谷 政幸
同	近藤 大輔
同	桐生 秀昭

激甚化・頻発化する自然災害への対策強化を求める意見書（案）

近年、気候変動の影響により全国各地で自然災害が激甚化・頻発化し、地域社会に深刻な被害を及ぼしている。

本県では、本年９月下旬の台風第２５号により、三浦市の観測地点で２４時間降水量が観測史上最高を記録し、横須賀市及び三浦市において、住宅を巻き込むがけ崩れにより、死者５名を含む重大な人的被害が発生した。また、両市を中心に発生した建物の損壊や、土砂災害による被害は、地域住民に大きな不安を与えた。

近隣の千葉県でも、８月の記録的豪雨による被害が復旧に至っていない中、台風第２５号の影響で、死者１０名を含む人的被害や、住家の全壊・半壊、床上・床下浸水など多くの被害が発生した。

本県は、国の「第１次国土強靱化実施中期計画」に係る予算を最大限に活用して、道路、橋りょう、河川、ため池、上下水道など急速に老朽化が進む社会資本の整備を進めているが、その取組は道半ばである。

また、災害対策の基盤は、堤防や避難施設といったハード面のみならず、気象予測システムやデジタル防災技術を活用した情報伝達網、防災計画や避難体制といったソフト面が一体となって整備される必要がある。これらが一体となり、十分に機能してこそ、災害時の迅速な避難誘導、交通確保、ライフライン維持が可能となり、地域の防災力が向上する。

過去に類を見ない大規模な自然災害の発生が懸念される中、被害の最小化と迅速な復旧・復興を実現するためには、国土強靱化、防災・減災の取組を一層強化することが不可欠である。

よって国会及び政府は、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 激甚化・頻発化する自然災害や老朽化が進む社会資本整備に対応するため、地方公共団体が必要な取組を計画的かつ着実に実施できるよう、「第１次国土強靱化実施中期計画」に係る予算を十分かつ安定的に確保し、財政制約を理由とせず、社会資本への必要な投資を推進すること。
 - 2 気象予測システムや、災害時の情報収集・伝達手段の確保、避難者の把握・管理、被災状況の確認等に資するデジタル防災技術の活用を進め、災害対策の基盤を強化する防災ＤＸを着実に推進すること。
 - 3 国のリーダーシップの下で地域における避難体制の検討が促進されるよう、実現可能な避難体制に関する分かりやすいガイドラインを策定するとともに、市町村による内水ハザードマップの作成に向けて、専門的・技術的助言や財政的支援を行い、避難対策の更なる強化に取り組むこと。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	） 殿
参議院議長	
内閣総務大臣	
財務大臣	
国土交通大臣	
内閣府特命担当大臣（防災）	
国土強靱化担当大臣	

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

都道府県議会議員の選挙制度の見直しを求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年10月13日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員	田村 ゆうすけ
同	西 村 くニコ
同	吉 田 あつき
同	大 村 悠
同	脇 礼 子
同	望 月 聖 子
同	岸 部 都
同	藤 代 ゆうや
同	青 山 圭 一
同	森 正 明
同	杉 山 信 雄
同	松 崎 淳

都道府県議会議員の選挙制度の見直しを求める意見書（案）

公職選挙法では、都道府県議会議員の選挙区の人口が議員一人当たりの人口の半数未満となった場合は、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとされている。その一方で、昭和41年1月1日現在に設けられている選挙区については、その人口が議員一人当たりの人口の半数未満となった場合であっても、当分の間は、当該区域をもって一選挙区を設けることができるとされている。

都道府県議会議員には、県民全体を代表する立場であると同時に、特定の選挙区から選出された地域代表という側面があり、県議会には、人口較差に留意しつつも、地域の実情をしっかりと県政に反映することができる選挙区を設定することが求められている。

現行の都道府県議会議員の選挙制度は人口比例を最も重要な基準としているが、少子高齢化や人口減少の加速化により、都市部と非都市部では人口動態や行政課題に大きな差異が生じている。そのため、人口要件のみで選挙区を定めることは、地域によっては住民の声を県政に十分反映できなくなり、県議会議員の地域代表としての機能が損なわれるおそれがある。

全国都道府県議会議長会の「都道府県議会選挙区制度研究会報告書」（令和8年7月）によると、今後、全国で強制合区の可能性がある都道府県議会は、2020年の5議会から2050年には27議会へと急増するとされている。

人口が少ない地域の住民の意見を県政に反映させるためには、公職選挙法の強制合区の基準に柔軟性を持たせるなど選挙制度の見直しを図っていくべきである。

よって国会及び政府は、投票価値の平等に十分配慮しつつ、人口、地理的条件、行政区域、地域社会の一体性など、それぞれの地域の実情を踏まえ、都道府県議会議員の選挙区をより柔軟に設定できるよう、法改正も含め、選挙制度の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		
総		務	大	臣		
				臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

米軍基地周辺におけるPFAS汚染に関する政府の情報隠蔽への抗議と、
日米地位協定の抜本的改定及び徹底した原因究明を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年10月13日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員 井坂 新 哉

同 木佐木 忠 晶

米軍基地周辺における P F A S 汚染に関する政府の情報隠蔽への抗議と、
日米地位協定の抜本的改定及び徹底した原因究明を求める意見書（案）

発がん性や各種健康被害が懸念される有機フッ素化合物（P F A S）が、全国の米軍基地周辺の水源や河川、地下水から国の暫定目標値を大幅に超えて相次いで検出されており、周辺住民をはじめ多くの国民の生命と健康が脅かされている。

こうした中、令和 8 年 9 月、在日米軍が令和 5 年の協議において嘉手納基地及び普天間飛行場が汚染源である可能性を認め、その見解を公表可能としていたにもかかわらず、日本政府がこれを非公表として隠蔽していたと報じられた。

これまで地方自治体が 1 9 7 3 年の日米合同委員会合意「環境に関する協力について」に基づく基地内立入り調査を再三にわたり求めてきたにもかかわらず、政府は米側の反論等を口実にこれを放置してきた。報道が事実であるならば、住民の命を守るべき地方自治体に真実を隠し続けてきた政府の姿勢は、主権国家の政府としての責任を放棄し、地方自治体との信頼を損ねるもので、断じて容認できない。

米軍基地由来の P F A S 汚染は沖縄県のみならず、神奈川県内においても厚木基地周辺の河川・地下水や横須賀基地周辺の排水口、相模総合補給廠周辺などで高濃度の検出が続いており、一刻の猶予も許されない深刻な事態である。

地方自治体が汚染源の特定を求めても、米軍の同意がなければ基地内への立入りすらできない現行の日米地位協定及び環境補足協定の不平等な実態は、もはや限界に達している。国民の命と良好な生活環境を守るためには、政府が対米従属の姿勢を改め、在日米軍の特権を根底から見直す抜本的な対応に踏み出すことが不可欠である。

よって国会及び政府は、国民の生命と主権を守る立場から、次の事項を速やかに実現されるよう強く要望する。

- 1 報道された在日米軍の汚染源認定に関する協議記録及び経緯の全容を直ちに全面開示すること。
- 2 米軍の同意を前提とする現行の環境補足協定の限界を直視し、米軍基地への国内環境法の適用並びに地方自治体及び専門家による基地内への自由な立入り調査権を明確に保障されるよう、日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 3 神奈川県内をはじめ全国の米軍基地において、直ちに立入り調査を実施し、P F A S 検出と米軍の活動との因果関係を明確にした調査結果を速やかに公表すること。あわせて、汚染源の完全除去、土壌・地下水の浄化措置及びそれに要する全費用の負担など、汚染原因者である在日米軍自らの責任による適正な対応を直ちに実施させるよう、政府として求めること。
- 4 地方自治体が行う活性炭浄化装置の設置・運用等の水質保全対策、水源の代替措置及び周辺住民の健康調査（血液検査等）の実施について、地方自治体や住民に負担を強いることなく、原因究明を怠ってきた国の責任において全額を財政支援すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和	年	月	日	
衆参内総外財環防	議閣	院総務務務境衛	議大大大大	長長臣臣臣臣臣
				殿

神奈川県議会議長

意見書案提出書

物価高から国民の暮らしと地域経済を守る抜本的対策を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年10月13日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県議会議員 大山 奈々子

物価高から国民の暮らしと地域経済を守る抜本的対策を求める意見書（案）

長引く物価高騰は、国民の暮らしを深刻な状況に追い込んでいる。食料品をはじめ、電気・ガスなどの光熱費、日用品、家賃、教育費、医療・介護にかかる負担など、生活に欠かすことのできないあらゆる分野で価格上昇が続いている。賃金の引上げが物価上昇に追い付かず、年金生活者、子育て世帯、低所得者だけでなく、これまで何とか家計を維持してきた中間所得層にも、その影響が広がっている。「医療機関の受診や必要な買物を先延ばしする」など、日々の暮らしにおいて我慢を重ねざるを得ない国民も少なくない。物価高は国民の健康や生活の質、将来への希望をも脅かす深刻な問題となっている。

また、中小・小規模事業者においても、原材料費、燃料費、物流費、人件費等が上昇する一方、十分な価格転嫁ができず、厳しい経営を強いられている。地域の商店、飲食店、製造業、運輸業、農林水産業など、地域経済を支える事業者の経営基盤が揺らげば、雇用や地域社会そのものにも深刻な影響を及ぼすことになる。

こうした中、本県を含む地方自治体は、給付金や商品券、事業者支援など、地域の実情に応じた対策を講じている。しかし、物価高という全国かつ構造的な問題に対して、地方自治体の限られた財源による対応には限界がある。

よって国会及び政府は、国民の深刻な生活実態を直視し、物価高から国民の暮らしと地域経済を守るため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 食料品、光熱費、日用品等の価格高騰による家計負担を軽減するため、消費税の減税を含め、国民の可処分所得を増やす抜本的な対策を講ずること。
- 2 年金生活者、子育て世帯、低所得者に加え、物価高によって生活が圧迫されている中間所得層を対象として、継続的かつ実効性のある生活支援を行うこと。
- 3 中小・小規模事業者が原材料費、燃料費、物流費、人件費等の上昇分を適切に価格転嫁できる環境を整えるとともに、直接的な経営支援を抜本的に拡充すること。
- 4 医療、介護、障害福祉、保育、教育等の公的サービスについて、物価・人件費の上昇によって、サービスの質や提供体制が損なわれることのないよう、国による十分な財政措置を講ずること。
- 5 地方自治体が地域の実情に応じて機動的かつ継続的に物価高対策を実施できるよう、地方創生臨時交付金等の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 6 物価高騰による国民生活への影響を一過性のものとして扱うことなく、社会保障、税制、雇用、賃金政策を含め、国民の暮らしを最優先にした経済財政政策へ転換すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	） 殿
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
経済産業大臣	
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）	

神奈川県議会議長

意見書案提出書

災害対策の抜本的強化と住民の命を守る防災まちづくりの推進を
求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和8年10月13日

神奈川県議会議長 杉 本 透 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉
同 木佐木 忠 晶

災害対策の抜本的強化と住民の命を守る防災まちづくりの推進
を求める意見書（案）

[illegible]

- [illegible]

令和 年 月 日

[illegible]

神奈川 県 議 会 議 長